

# 教育委員会会議録

( 定例会 )

令和7年1月16日開催

さいたま市教育委員会

1	期	日	令和7年1月16日(木)		
2	場	所	教育委員会室		
3	開	会	午後2時00分		
4	出席委員		教育長	竹居秀子	
			教育長職務代理者	大谷幸男	
			委員	石田有世	
			委員	小山和也	
			委員	堀田香織	
5	欠席委員		委員	伊藤華英	
6	議場に出席した者		管理部長	中村和哉	
			学校教育部長	野津吉宏	
			生涯学習部長	佐野公子	
			生涯学習総合センター館長	岸聖一	
			中央図書館長	杉本達洋	
			管理部参事兼教育政策室長	田中修	
			学校教育部参事兼生徒指導課長	青木貴	
			学校教育部参事兼高校教育課長	大原照光	
			学校教育部参事兼健康教育課長	鈴木晴雄	
			学校教育部参事兼教育研究所長	津田顕吾	
			生涯学習部参事兼生涯学習振興課長	辰市健太郎	
			生涯学習部参事兼青少年宇宙科学館長	小林勉	
			生涯学習部生涯学習総合センター参事兼生涯学習総合センター副館長	井出浩史	
			生涯学習部中央図書館参事兼管理課長	宮野充	
			生涯学習部中央図書館参事兼資料サービス課長	中島孝一	
			教育総務課長	小出博康	
			教育財務課長	野口秀俊	
			学校施設整備課長	田嶋真二	
			学校施設管理課長	木村哲也	
			学事課長	菱沼孝行	
			教職員給与課長	横澤一輝	
			教育課程指導課副参事	橋本大輔	
			特別支援教育室長	紺野雅弘	
			おいしい給食サポート課長	小山敏明	
			館岩少年自然の家所長	伊澤昌二	
			人権教育推進室長	益田篤志	

文化財保護課長  
博物館長  
うらわ美術館副館長

小 林 昌 彦  
椿 奈 美  
釜 浩 美

7 会議録署名委員 小 山 和 也

## 8 議事等の概要

- 竹居教育長                    それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。  
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記                            おりません。
- 竹居教育長                    本日の会議録の署名委員は、小山委員にお願いいたします。  
本日の議案については、議案第1号から第6号、及び「その他」  
については議会に関する案件であることから、非公開とすること  
お諮りしたいと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。
- 各委員                         <異議なし>
- 竹居教育長                    それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、議案第1  
号から第6号、及び「その他」は非公開となります。  
会議の順番ですが、議案第7号、第8号、続いて非公開となる議  
案1号から第6号、「その他」の順番で審議することといたします。  
なお、議案第3号については、議案説明のあと、その質疑を、前  
半は管理部及び学校教育部、後半は生涯学習部として事務局の入替  
えをさせていただきます。また、議案第4号から第6号は内容が関  
連しておりますので、一括して審議することといたします。
- 議案第7号                    さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規  
則の制定について
- 竹居教育長                    それでは、議案第7号につきまして、事務局から説明をお願いし  
ます。
- 学事課長                      議案第7号「さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の  
一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。  
10ページをお願いいたします。この議案の提案理由でございます  
が、先の12月議会において、さいたま市立学校設置条例の一部  
改正を行いました、令和8年4月開校予定の大和田小学校の通学区  
域の設定、それに伴う大砂土東小学校の通学区域の変更について、  
規則上の文言の整備を図るものです。  
9ページの新旧対照表をお願いいたします。左側が改正後、右側  
が改正前でございます。

大和田小学校の通学区域を追加し、大砂土東小学校の通学区域の表記を改めるものでございます。

なお、規則上の表記に変更はございませんが、現在の大谷小学校の通学区域の一部も大和田小学校の通学区域になるため、大谷小学校の通学区域も実質変更となります。

では、通学区域の具体的な変更内容について御説明させていただきます。

まず、大砂土東小学校及び大谷小学校の現在の通学区域について御説明させていただきます。

ここからは、別冊となっております、議案第7号参考資料を基に御説明させていただきます。

参考資料1ページの資料1「新設大和田地区小学校通学区域（最終案）」をご覧ください。地図左側太線で囲われた、A～Eとイが大砂土東小学校の通学区域、右側の太線、F・G・アが大谷小学校の通学区域です。

大砂土東小学校の通学区域のうち、Bとイが蓮沼小学校を、Dが大宮東小学校を、Eが大谷小学校を選択することができる特定地域となっております。

次に、大和田小学校の通学区域について御説明させていただきます。

3ページの資料3「通学区域案について」も参考に併せて御覧ください。

資料1のB～F及びアが大和田小学校の通学区域となっております。

具体的には、大和田小学校は大砂土東小学校の通学区域内に建設されることから、大砂土東小学校の通学区域を東武野田線を境に南北で分割し、線路より南側（B～E）を大和田小学校の通学区域といたしました。線路より北側（A、イ）は引き続き大砂土東小学校の通学区域となります。また、大谷小学校についても過大規模校となっているため、学校規模の適正化に向け、大谷小学校の通学区域のうち、蓮沼下特定土地区画整理事業の換地処分後に蓮沼1丁目及び2丁目となる地区（F）と、大字蓮沼の一部地域（ア）は、大和田小学校の通学区域といたしました。アについては、当初案では大谷小学校の通学区域のままとしておりましたが、大谷小学校PTAから新設小学校の通学区域に入れてほしいとの要望があり、教育委員会において人数等を踏まえて検討した結果、最終案で大和田小学校の通学区域といたしました。Gは引き続き大谷小学校の通学区域となります。

次に特定地域についてですが、B、Eについては、現行ではそれぞれ蓮沼小学校と大谷小学校の特定地域に設定されていますが、大和田小学校開校後は特定地域が廃止となります。Dについては、当初案では、現行設定されている大宮東小学校の特定地域の廃止を予定しておりましたが、引き続き選択できるようにしてほしいとの要望を、大宮東小学校学校運営協議会やPTA等から多数いただき、検討の結果、最終案では大宮東小学校の特定地域を継続することといたしました。Iについては、当初案では大和田小学校開校後も現行どおり蓮沼小学校の特定地域としておりましたが、自治会から、線路の南側のBの地域と一体で土地区画整理事業を行っているため新設小学校に通えるようにしてほしいとの要望をいただき、検討の結果、最終案では現行の蓮沼小学校の特定地域から大和田小学校の特定地域に変更いたしました。

通学区域最終案作成に際しては、5ページの資料4「アンケート配布と説明会開催までの経緯」にありますように、地元関係者、自治会関係者に事前説明を行った後に、7ページの資料5から29ページの資料9のとおりアンケートと説明会を実施し保護者をはじめとする地域の方々より意見を募りました。

アンケート結果につきましては、17ページの資料6「大和田地区新設小学校の通学区域及び学校名に関するアンケート結果について」のとおりです。また、24ページの資料7「新設大和田地区小学校の通学区域(案)説明会の開催結果について」のとおり令和6年3月2日に大砂土東小学校、令和6年3月3日に大谷小学校で通学区域(案)の説明会を実施いたしました。さらに、29ページの資料9のとおり、追加となったア及びイ地区については、令和6年12月22日に大谷小学校で通学区域(案)の説明会を実施いたしました。

資料6・7・9のとおり、アンケート、説明会での主な意見内容は新設小学校の通学区域への設定希望や、現行の特定地域の継続を求めるもの、通学の距離や安全性に関するもの等でした。

アンケートや説明会で、自治会や保護者をはじめとする地域の皆様からいただいた意見を総合的に鑑み、通学区域最終案を作成いたしました。また、30ページの資料10のとおり、「新設大和田地区小学校の通学区域及び学校名の最終案についてのお知らせ」を令和6年7月下旬に保護者等に配布いたしました。

これらの状況を踏まえ、令和6年10月にさいたま市立小・中学校通学区域審議会へ諮問させていただき、審議を行った結果、31ページの資料11のとおり、お示しております、通学区域案のとおり決定することを適当と認める旨の答申をいただいております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 最終案を拝見して、大変よく調整されていると思いましたが、その上で、今の案に対して要望をいただいている地域というのはありますか。

学事課長 特に要望が多いのは、アの地区になります。こちらは後から追加になった地域になりますので、「大谷小学校に残れないのか」といった要望はいただいております。

大谷委員 わかりました。やはりこの地区は、選択にしまうと課題が残ってしまうということですね。

学事課長 今は、アの地区もFの地区も大字蓮沼になるのですが、通学班についても概ねアの地区とFの地区で一体として運用している状況と聞いております。そういったところで、アの地区を選択地域として認めてしまうとFの地区からも不満が出る、ということがございます。そうすると大谷小学校の過大規模の解消が図れないということがございますので、現在の案になっております。

大谷委員 大谷小学校が過大規模校であるということが前提にあるということですね。

小山委員 これを見るとイの部分が、出っ張っているというか、線路で仕切られているので、この部分が選択可能地域となっているのには何か理由があるのでしょうか。

学事課長 イの地区につきましては、もともと大砂土東小と蓮沼小を選べる地域でございました。線路で分けて、新設校の開校後もそのまま残そうと思っておりましたが、地権者の方々から、区画整理をBの地区と一緒にやっているのに、Bの地区にできる学校に通えないのはおかしいのではないかという要望をいただきましたので検討した結果、その要望は妥当だろうという結論となりましたので、選べる学校を変えるようにしたということでございます。

堀田委員 統廃合で学校が少なくなっていく時代に、新設校ができるということで大変いいお話だと思います。

具体的なイメージが追いついていないのでお聞きしたいのですが、今いる子どもたちは転校するわけではないのかということと、選択制になるということは小学校入学時に選択するので、どこの学校に何人行くのかということとは結果を見ないとわからないということによろしいでしょうか。

学事課長 大和田小学校開校時には、B、C、E、F、アの地区につきましては、在校生は全員転校になります。ただし、Dとイの地区につきましては、選択可能地域になりますので、こちらについては選択権があるということになります。

竹居教育長 他にありますか。  
それでは議案第7号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続きまして、議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案書の11ページから13ページまでを御覧ください。

それでは、議案第8号「さいたま市教育委員会の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

さいたま市公共施設予約システムとは、インターネットを通じて公共施設の予約申込みや空き状況の確認ができるシステムです。

議案書の12ページを御覧ください。

今回の規則改正の内容ですが、規則第5条第2項の、その他施設における個人の場合の登録資格について、従来は中学校または高等学校に在籍する者を除いた15歳以上の者でしたが、高等学校等に在籍する者も登録できるように変更するものです。

なお、本規則において該当する施設は、青少年宇宙科学館、宇宙劇場及び大宮図書館でございます。また、市長部局の管理する施設についても、同様の改正が行われます。

施行期日は、令和7年2月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願いいたします。

竹居教育長 今回の改正に至った背景について、説明していただけますか。

青少年宇宙科学館館長 子どもを権利の主体とし、その幸福や成長を第一に考える動きが加速しているということ、また、高校への在籍の有無により、利用者登録の可否を分けることに大きな理由がないことなどが挙げられます。

竹居教育長 それでは議案第8号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

#### 議案第1号 令和7年度教育行政方針について

竹居教育長 それでは再開いたします。続きまして、議案第1号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育政策室長 それでは、議案第1号「令和7年度教育行政方針について」を御説明申し上げます。

12月26日の検討会で頂戴いたしました、様々な御指摘を踏まえ修正した項目のうち、主なものについて説明をさせていただきます。

資料につきましては、右上に「別冊1」とあるものを御覧ください。

御指摘を踏まえ修正した箇所については、分かるように網掛けをしてあります。

はじめに、全体に係る修正について説明をさせていただきます。

検討会でいただきました御指摘のうち、「市民に分かりにくい言葉や、市の造語等」については、平易な言葉に置き替える、もしくは注釈を加えるなど、わかりやすい表現を心掛けました。

全体として文章が長くなっているため、端的に市民に伝わる文章構成を心掛けました。

それでは、別冊1と記載のある議案書と表紙をおめくりください。

1ページから8ページにつきましては、教育長年頭訓示を基に作成しております。

続きまして、9ページ以降の各取組・事業の主な修正について、説明をさせていただきます。

10ページを御覧ください。

「(2)「さいたま市スマートスクールプロジェクト (SSSP)」の推進」につきまして、「前年度までの学習でほぼ毎日、タブレットやPCなどのICT機器を使用した」と回答した児童生徒の割合の比較対象を令和3年度のみとしました。

続きまして、12ページを御覧ください。

「(4) スクール・ミッションを踏まえた市立高等・中等教育学校の更なる特色化・魅力化の推進」につきまして、タイトルに合わせて、スクール・ミッション、スクール・ポリシーの記載が先になるよう変更しました。

続きまして、13ページ及び14ページでは、各校の令和7年度を取組を追記しました。

続きまして、23ページを御覧ください。

「(4) 子ども主体のいじめ防止対策の推進」につきまして、「いじめ撲滅」と厳しい言葉としていたところを、「いじめ防止等」と変更しました。

続きまして、28ページを御覧ください。

「(12) 運動の日常化に向けた「子どものための体力向上サポートプラン」の更なる推進」につきまして、体力が何故重要なのか記載を追記しました。

続きまして、44ページを御覧ください。

「Well-being (幸せ) の実現に向けた学校における働き方改革の推進」につきまして、ICTを活用した業務改善について説明を追記するとともに管理職のマネジメント研修についても追記しました。

以上、主な修正箇所について説明させていただきました。御審議の程、何卒よろしくお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 今回のものを修正ということではなく、来年度以降に向けて、検討いただきたいことが何点かございます。

1点目は、もっと簡略なものにならないか、ということです。例えば、「主要な」という言葉を使って、ポイントだけを箇条書きにしたり、表などを使って前年度と今年度の内容を比較した表記にしたり、といったことを検討はできないかというのが、私の感想です。全体としては相当な長さになっているので、今50ページあるのであれば、5分の1にして10ページ程度に収めるといった、ドラスティックな検討はできないものでしょうか。同じ内容が2回出てくるところもありますので、整理すれば違うのではないかと思います。

2点目は、内容的なことになりますが、チャレンジスクールについて、もう少し丁寧な書き方にしたほうがよいのではないかと思いますので、もう一度その点の確認をお願いします。

教育政策室長 まず、教育行政方針の長さについては、客観的に見ての御意見だと思しますので、もう一度内容を確認し、特に同じ内容が繰り返し出てくる部分については構成も含めて検討したいと思えます。

2点目のチャレンジスクールについては、書き方をもう一度よく見直しさせていただきたいと思えます。

小山委員 まず、前回議論された内容は的確に直されていると思えました。

大谷委員の意見を受けて思ったのですが、銀行でも中期経営計画というものがあり、半年ごとに業績報告を作りますが、3分の2は表やグラフで構成されています。文字で残さなければならない部分もあるとは思いますが、可能であるならば、表やグラフを取り入れたほうがわかりやすくなると思う、ということを感じて述べていただきます。

教育政策室長 確かに、文章では伝えにくい、比較がしづらいということもあると思えます。これだけ事業数も増えておりますので、比較できるという点でも表やグラフの導入を検討したいと思えます。

竹居教育長 点検評価というものがあり、こちらでは表やグラフがあります。こちらとの差別化をどう図るのかということも考えていただきたいと思えます。また、教育行政方針というのは、2月議会で説明して、議員の皆さんが1年間質問をしていく際のポイントを見るという視点もあ

るかと思います。そういった活用の意味も含めて検討していただけるとよいと思います。

堀田委員

今のものは、これはこれとして意義があると思います。よく国が作成する資料ではポンチ絵のようなものを別に作っています。そういったものを章ごとに1枚ずつ程度作って、ホームページ上に掲載して、市民の皆様などに向けてわかりやすく示されると、市民の立場としては全てを読まなくても理解できるので良いのではないかと思います。

教育政策室長

概要版のようなイメージなのかと思います。本編としてちゃんと作ったものの中からうまく抜き出せるように作ると負担を増やさずに作れるかと思いますので、検討させていただきたいと思います。

竹居教育長

堀田委員のおっしゃるように、概要版を読んでから本編を読んでもらうという発想もあると思います。一番重要なのは皆さんに読んでもらえることだと思いますので、いかに読んでもらえるかということを考えて作成をお願いしたいと思います。

石田委員

何年か拝見しているが、以前に比べれば短くなってきていると思います。書きたいことは書き、強調したいところは強調していったほうがよい、というのが私の意見です。

教育政策室長

重要なところはメリハリをつけてということかと思いますが、その点はよく精査させていただきたいと思います。

竹居教育長

それでは、本日は検討会での指摘事項への修正も含め、教育委員の皆様から御意見をいただきました。今後は、2月定例会初日に議場での配布・演説を予定しておりますが、同日に行われます、市長による施政方針との整合など、本日の議案から修正すべき必要が生じた際には、事務局一任ということでよろしいでしょうか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

それでは、出席委員全員の賛成により、議案第1号につきましては、事務局一任ということで可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第2号 令和6年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

竹居教育長           それでは再開いたします。続きまして、議案第2号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長       議案第2号「令和6年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について」を御説明します。

議案書及び資料は、お手元に配付している別冊2でございます。

それではまず初めに、15ページをお願いします。

提案理由でございますが、令和2年度に交付された国庫補助金の超過交付分等を償還するための経費、並びに国の補正予算を活用した小・特別支援学校の体育館空調設備設置に向けた実施設計等、及び小・中学校のトイレ改修工事を実施するための経費の増額、並びに各事業における契約差額等によって生じた事業費の減額等について、市長に申出するものです。

次に、少し戻りまして、4ページをお願いします。第1表「歳入歳出予算補正」でございます。

まず上の表、歳入につきましては、右から2つ目、補正額の列を御覧ください。一番下の行 歳入合計2億1,205万4千円の増額補正となります。

次に下の表、歳出につきましては、歳出合計11億9,642万1千円の減額補正となります。詳細については、のちほど御説明します。

次に5ページをお願いします。第2表「継続費補正」でございます。

下から3番目の「新和小学校校舎改修事業」を除く計9事業については、令和6年度を継続費の最終年度としているもので、契約差額や工事進捗にあわせ、令和6年度の年割額及び総額を減額補正するものです。

下から3番目の「新和小学校校舎改修事業」については、新和小学校リフレッシュ改修工事の入札が不調になったことに伴い、工事期間を見直す必要が生じたため、継続費の期間及び年割額の変更を行うものです。

なお、詳細については、12ページ、13ページに記載しています。

続いて6ページをお願いします。第3表「繰越明許費補正」でございます。

1番目の「小学校新設校建設事業」は、武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校校庭設計における雨水流出抑制に関する検討について、関係機

関との協議に時間を要し、年度内の完了が見込めないため、次年度に繰り越すものです。

2番目の「小学校施設等整備事業」及び6番目の「特別支援学校施設等 維持管理事業」は、今回の補正予算で予算化する、体育館へ空調設備を設置するための実施設計等について、年度内の完了が見込めないため、また、「小学校施設等整備事業」については、あわせて大戸小学校の解体工事において、埋蔵文化財の調査が必要になることが判明し、年度内の完了が見込めないため、次年度に繰り越すものです。

3番目の「小学校営繕事業」及び4番目の「中学校営繕事業」は、今回の補正予算で予算化するトイレ改修工事について、年度内の完了が見込めないため、次年度に繰り越すものです。

5番目の「高等学校施設等維持管理事業」は、大宮北高校高压受変電設備更新工事について、停電実施時期等の調整に時間を要し、年度内の完了が見込めないため、次年度に繰り越すものです。

次に、補正予算の詳細について御説明します。8ページを御覧ください。

2月議会に関しましては、今年度最後の議会となるため、通常の新たに行う取組に関し予算を増額する補正予算と、各事業の決算見込額にあわせて予算額を減額する補正予算の2つの要素が入った補正予算となっています。例えば、当初予算で1億円を確保していた工事が、7千万円で契約できた場合、不用となる3千万円を減額補正するという、予算額を決算見込額にあわせるような補正も行うものです。

10、11ページの「2歳出」の事項別明細書を御覧ください。

表の一番右側の説明欄に、各事務事業名を表記していますが、金額の前に△印がついているものは、先ほど説明した決算見込額にあわせて減額補正を行う事業となっています。

減額補正額の総額は、41億2,531万6千円でありまして、増額予算額が29億2,889万5千円で、それを合わせまして11億9,642万1千円の減額補正となります。また、事業名のみで金額が記載されていない事業、例えば2項小学校費、1目小学校総務費の「1 職員人件費（教職員給与課）」は、歳出予算額は変えずに関係する歳入のみ補正を行う事業となっております。

8ページの歳入も歳出同様の考え方に基づいた補正予算となります。

続きまして、「通常補正分」として補正を行う事業について御説明します。

17ページをお願いします。

上段、教育研究所所管「教育情報ネットワーク推進事業」でございます。令和2年度に国から交付された補助金に超過交付が生じたため、当該超過交付分の償還及び市債の繰上償還を行うもので、補正額は2億4,209万5千円でございます。

次に下段の学校施設整備課所管「小学校施設等整備事業」でございます。国の令和6年度補正予算を活用し、市立小学校9校の体育館へ空調設備を設置するための実施設計等を行うもので、補正額は3,900万8千円でございます。年度内の完了が見込めないため、全額繰越明許をするものです。

18ページをお願いします。

上段、学校施設管理課所管「小学校営繕事業」でございます。国の令和6年度補正予算を活用し、大谷小学校外7校のトイレ改修工事を行うもので、補正額は9億8,583万1千円でございます。年度内の完了が見込めないため、全額繰越明許をするものです。

次に下段、同じく学校施設管理課所管「中学校営繕事業」でございます。上段の小学校と同様、国の令和6年度補正予算を活用し、春野中学校外12校のトイレ改修工事を行うもので、補正額は16億5,826万1千円でございます。こちらも年度内の完了が見込めないため、全額繰越明許をするものです。

最後に19ページをお願いします。

「特別支援学校施設等維持管理事業（学校施設整備課）」でございます。17ページ下段の小学校と同様、国の令和6年度補正予算を活用し、市立特別支援学校1校の体育館へ空調設備を設置するための実施設計を行うもので、補正額は370万円です。年度内の完了が見込めないため、全額繰越明許をするものです。

説明は、以上でございます。

竹居教育長

何かありますか。

大谷委員

何点か質問があります。

1点目は、学校のトイレについて、いつ洋式化率が100%になることを目指しているのか伺います。

2点目は、国庫補助金の超過交付について、これは手続き上何か瑕疵があったり、ペナルティがあったりということではない、ということを確認しておきたいと思います。

3点目は、トイレ改修の予算について、国庫支出金があって、市債があるのですが、市債というのはこんなに使えるものなのか、市の借金については心配ないのかについて伺います。

学校施設管理課  
長

委員の1点目の質問について、現在、小・中学校の子どもたちが使う便器の洋式化を行っているのですが、今の計画では、令和10年度までで100%を目指しております。もともとはリフレッシュ工事を活用して100%を達成することを考えていたのですが、先に子どもたちのためにトイレ洋式化を進めようということで、令和10年度に前倒しを考えており、そこに向けて改修工事を進めているところでございます。

竹居教育長

リフレッシュ工事に合わせて洋式化を進めるともっと先送りになってしまう学校が出てくるため、よりよい教育環境づくりのためにトイレの洋式化を先行して進めております。

大谷委員

令和10年度までに洋式化ということですが、現状、7年度から9年度までの間は、全く洋式化されていない学校というのがあるということですか。

学校施設管理課  
長

今まで、トイレ改修工事はタテ系統、例えば4階建ての建物であれば1階から4階までの1つの系統ごとに行ってまいりました。現状、既に洋式化率0%という学校はなく、低くても50%台にはなっております。今後の洋式化工事は、洋式化率の低い学校から優先的に行っていく予定です。

教育財務課長

委員の2つ目の質問について、教育情報ネットワーク推進事業の補助金の償還ですが、ペナルティということではありません。当時、GIGAスクールが始まったばかりで、なかなか補助要綱等が定まらない中で補助金を活用して様々な整備を行ってまいりました。その後、全国的にGIGAスクールが浸透してきて会計検査も入り、補助対象が精査されてきたところで、各自自治体に照会があり、内容を確認したところ、当時補助金を活用して行った事業の中で、補助対象の範囲を超えていたものがあり、さいたま市の場合には規模が大きいのでこのように1億5千万円の償還が必要であったということであり、加算金等はありません。

整備事業としては終わっているのですが、この2月に補正予算を組んで文部科学省に返すということになります。

続いて、委員の3つ目の質問について、市債については充ててよい事業や上限額が厳しく決められております。市債を活用することによって、単年度で税等、いわゆる現金を用意しなくても済み、また、10年20年と平準化させて返済していけるため、市としても整備時の負担を将来世代にも分担させることができ、世代間の公平性を保つこ

とができるため、市債を充てられるものは積極的に活用していく方針となっております。

小山委員 さいたま市の財政は、全国でもトップレベルで状況が良いので、非常に有利な金利で借りているし、負債状況も非常に軽く、健全です。

竹居教育長 市債については、財政局が使っているものをきちんと精査したうえで、認められるもののみ使っております。また、償還金についてですが、補助金をもらってから数年を経過してから会計検査院が入るため、償還の時期が今になってしまったということです。  
それでは議案第2号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第2号は原案のとおり可決されました。  
ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

### 議案第3号 令和7年度さいたま市一般会計予算（教育費）について

竹居教育長 それでは再開いたします。議案第3号となります。  
会議の冒頭でも御説明をさせていただきましたが、質疑については前・後半に分けさせていただきます。  
議案全体の説明及び前半の質疑応答、事務局の入替えを行い、後半の質疑応答のあと、採決をさせていただきます。  
それでは、事務局から説明をお願いします。

教育財務課長 それでは、議案第3号「令和7年度さいたま市一般会計予算（教育費）について」を御説明します。  
議案書及び資料は、お手元に配付している別冊3でございます。  
はじめに、19ページをお開きください。  
提案理由でございます。令和7年度さいたま市一般会計予算の教育費に係る歳入歳出予算について、市長に申出するものでございます。  
次に、少し戻りまして、4ページをお願いします。第1表「歳入歳出予算」でございます。

教育委員会所管の歳入予算合計は、表の一番右下にあるとおり、229億2,957万4千円、歳出予算合計は、5ページの表の一番右下にあるとおり、1,198億4,448万6千円となります。

この金額は、過去最大の予算規模でございます。

次に6ページをお願いします。第2表「継続費」でございます。

継続費は、設計や工事などに複数年を要する事業で、今回新たに設定するのは、小学校の学校施設リフレッシュ推進事業に係る5事業となります。

それぞれの事業の総額と年割額を定めるものでございます。

詳細については、16ページに記載しています。

次に7ページをお願いします。第3表「債務負担行為」でございます。

令和7年度予算で新たに設定する債務負担行為は、「教職員人事給与システムウイルス対策ソフトウェア設定業務」や「仲本小学校仮設校舎賃借料」など27事業となります。

業務委託や賃貸借における複数年契約など、将来にわたる財政負担を担保するために設定するもので、それぞれ期間及び限度額を定めるものでございます。

なお、詳細については、17ページに記載しています。

続いて10ページをお願いします。

10ページから12ページに、教育委員会に係る歳入予算の明細を記載しています。

令和7年度の歳入予算額の合計は、12ページ一番下の段の本年度の欄にあるとおり、229億2,957万4千円となります。前年度からは、12億7,381万円の増加でございます。

次に13ページをお願いします。

10款教育費は「1項 教育総務費」から15ページの「8項 特別支援学校費」までです。令和7年度の教育費の歳出予算額の合計は、15ページ一番下の段の本年度の欄にあるとおり、1,198億4,448万6千円となります。前年度からは、33億8,891万6千円の増加でございます。

ちなみに、今回の市全体の一般会計予算額は、今年度から86億円の減少になると聞いています。全体では減っていますが、教育費は増えています。

武蔵浦和駅周辺地区に義務教育学校を整備するための工事を開始すること等に伴うハード整備に係る予算の増、令和6年度の給与改定や職員数増の影響等による職員人件費の増などが、教育費予算の増加につながったものと考えています。

続きまして、21ページをお願いします。

21ページ以降が、各事務事業の概要でございます。

人件費以外の教育委員会所管のすべての事務事業を掲載していません。

ここでは、令和7年度当初予算における教育委員会の目玉事業と考えている4事業について、御説明します。

最初に37ページをお願いします。

下段の総合教育相談室所管「教育相談推進事業」の〈主な事業〉「5 「学びの多様化学校」の設置準備」を御覧ください。

令和7年度の新規事業でございます。不登校等児童生徒を対象とした、時間的・空間的な制限を超えた多様な学びができる「学びの多様化学校」の令和8年4月開校に向けた準備を進めるものでございます。

次に44ページをお願いします。2番目は、上段の学校施設整備課所管「小学校新設校建設事業」〈主な事業〉の「1 武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の整備」を御覧ください。

学校規模による課題の解消とともに、教育の質の向上を図るため、武蔵浦和駅周辺地区に義務教育学校を整備するための工事等を行うものです。

本事業については、いよいよ令和7年度から工事に着手するものでございます。

3番目です。同じ事務事業の「2 大和田小学校の整備」を御覧ください。

大和田特定土地地区画整理事業の進捗に合わせ、市民利用前提の学校体育施設（プール等）を備えた小学校、保育所等を一体的に整備するための工事等を行うものです。

本事業については、令和7年度が事業最終年度となり、いよいよ令和8年4月に開校する予定でございます。

最後に59ページ下段をお願いします。4番目は、下段の文化財保護課所管「文化財保存活用基金積立金」〈主な事業〉の「1 文化財保存活用基金への積立て」を御覧ください。

令和7年度の新規事業でございます。市民や企業等からの寄附金等の受け皿となる「さいたま市文化財保存活用基金」を新たに設置し、積立てを行うものでございます。

説明は以上でございます。

竹居教育長

ただいま御説明をいただいた予算案のうち、管理部及び学校教育部の部分について、何かありますか。

大谷委員 学びの多様化学校について、標準法上の適用を受けるのだと思うのですが、設置に伴って交付税や補助金といった支援は受けられるのでしょうか。

学校教育部長 御指摘のありました通り、学びの多様化学校は学校教育法第1条に定められる、いわゆる一条校となりますので、標準法の規定に基づき、補助を受けながら開校していくものでございます。

小山委員 教育費の予算が今年度と比べて33億円増ということでしたが、市全体の予算が減額という中で、令和7年度については特別に教育費の配分が多いということなのでしょうか。

教育財務課長 教育費の傾向としては、学校の整備をしていることと人件費の増というところがございますので、毎年伸び続けているというところがございます。例えば平成29年度は941億円だったものが令和7年度ですと1,198億円と300億円近く増えておりまして、一般会計に占める割合も令和7年度予算では17%ということで、教育費の比重は年々高まっているという状況です。市全体の予算が減額となっているのは、見沼区膝子に整備していた300億円規模のサーマルエネルギーセンターの工事が終わったことで環境局の予算が大幅に減額となっていることが大きな要因の一つとなっております。教育費の予算は33億円増となっておりますが、そのうち20億円は人件費、残りの10億円余りは武蔵浦和の義務教育学校や大和田小学校といった新設校に関する費用が大きいところでございます。

竹居教育長 他にありますか。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、議案第4号の審議を再開いたします。

竹居教育長 それでは再開します。先ほど御説明をいただいた予算案のうち、生涯学習部の部分について、何かありますか。

大谷委員 基金や積立金というものは、いったん予算化する必要があるのでしょうか。また、一般財源で少しベースを作って、そのうえで寄附やクラウドファンディングを募るといった形になるのでしょうか。

教育財務課長 今回の文化財保存活用基金ですが、条例で基金を設置して、なおかつ積立金という形で基金に積んでいくための予算化をしなくてはなりません。毎年予算を決めて、寄附金として歳入で入ってくるも

のを市の一般会計に入れ、市の一般会計から基金に積み立てる歳出予算を組むという形になります。

ふるさと納税等を活用して寄附金が入ってきておりまして、この基金を活用することによって、入ってきた寄附金を全額基金に積み立てておけば、翌年度以降に一般会計に繰り入れて使うことができますので、毎年予算化し、積み立てることで必要な時に使えるようになるという形です。

大谷委員 周知はどのように行っているのでしょうか。

文化財保護課長 今年度、クラウドファンディングでサクラソウ第3弾というものを実施いたしました。その際にはホームページでの周知という形で行っております。

次年度以降は、基金を設置することから、さらなる周知が必要と考えておりますので、今後は、広く企業を回るなど、新たな手法を検討してまいります。

竹居教育長 他にありますか。

それでは、全体を通しまして、議案第3号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

議案第4号 議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事請負契約）

議案第5号 議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（電気設備）工事請負契約）

議案第6号 議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（機械設備）工事請負契約）

竹居教育長 それでは再開します。議案第4号から第6号について、事務局から説明をお願いします。

学校施設整備課  
長

それでは「議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設工事請負契約）」を御説明いたします。

議案書7ページをお願いいたします。

現在、見沼区大和田町に建設しております大和田小学校の建設工事に係る請負金額の増額変更について、市長に申出するものです。

議案第4号から6号まで、関連がございますので一括して御説明いたします。

1の工事名称から4の工事概要までにつきましては、記載のとおりでございます、既に議決をいただいた内容から変更はございません。

5の変更内容でございますが、まず建築工事につきましては、当初の請負金額は①5億340万円でございます。今回そこから、②1億5,576万円を増額し、①+②にありますとおり、変更後請負金額を、5億5,916万円とするものでございます。

続きまして電気設備工事ですが、当初の請負金額は③7億3,927万2千6百円でございます。今回そこから、④6,213万9千円を増額し、③+④にありますとおり、変更後請負金額を、8億141万1千6百円とするものでございます。

続きまして機械設備工事ですが、当初の請負金額は⑤1億5,970万円でございます。今回そこから、⑥4,106万3千円を増額し、⑤+⑥にありますとおり、変更後請負金額を、1億6,076万3千円とするものでございます。

6の変更概要でございますが、「公共工事設計労務単価」が上昇したことに伴い、契約金額を増額するため、請負金額を変更するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願います。

竹居教育長

何かありますか。

それでは、議案第4号について、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

出席委員全員の賛成により、議案第4号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第5号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第6号は原案のとおり可決されました。

その他 さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 続きまして、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

おいしい給食サポート課長 それでは、「さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明させていただきます。

別冊4の2ページを御覧ください。

「さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則」は、市の予算となる学校給食費の額を定めていることから、市長規則で定めております。

そのため、教育委員会に対しては議案提出ではなく報告を行うものです。

12月の教育委員会会議でも報告させていただいた通り、国の重点支援地方交付金を活用し、令和6年度の3学期から学校給食用食材の物価高支援を行っております。

令和7年度以降も、引き続き物価上昇が見込まれることから、令和7年度から給食1食あたりの支援額を小学校、特別支援学校小学部で49円から53円へ、中学校、中等教育学校、特別支援学校中学部・高等部で59円から64円に増額する予定でございます。

本支援は、国の重点支援地方交付金を活用して行うものであり、支援対象は保護者となっております。学校給食を喫食する教職員等につきましては、支援の対象外となることから、令和7年度から学校給食費の徴収額を増額するため、所要の改正を行うものです。

改正の詳細につきましては、「別表第2（第3条関係）」のとおりとなります。給食1食あたりの金額は、小学校が309円から313円へ、中学校・中等教育学校が376円から381円へ、特別支援学校が414円から419円となります。

なお、児童生徒につきましては、附則に定める「(経過措置)」により、据え置きとなります。

給食1食あたりの金額は、小学校の児童分が260円、中学校・中等教育学校の生徒分が317円、特別支援学校の小学部の児童分が314円、特別支援学校の中学部・高等部の生徒分が355円です。

施行期日は令和7年4月1日となります。

本規則は市の予算である学校給食費の額を定めていることから、令和7年度当初予算議案が本市議会で可決後に関係各課と協議の上、改正・公布の手続きを行ってまいります。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

竹居教育長 何かありますか。

石田委員 改定見直しということですが、改定は1年に1回なのでしょうか。

おいしい給食サポート課長 今回の改正は、給食費の額の改定ではなく、あくまでも物価高支援になります。本規則は、徴収額を定めておりますので、給食費の額改定とは別で、徴収手続きについて規則改正しております。給食費の額自体は、数年間の物価上昇を見ながら金額の改定を行うことから、1年に1回を想定しております。

石田委員 今後も物価が上がってくれば、徴収額の改定をすることもあるのでしょうか。

おいしい給食サポート課長 物価高に伴い、食材の価格も上がっておりますので、徴収額改定の可能性も出てまいります。物価高に合わせて上昇額すべてを額改定してしまうと、本市としましては、食材費は基本的に保護者負担としておりますので、その辺りのバランスを考えながら、徴収額を決めていく必要がございます。

竹居教育長 それでは、この件は終了といたします。

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

9 閉 会 午後 3 時 2 0 分